

○大和市おもいやりマスク着用条例

令和2年4月16日条例第12号

大和市おもいやりマスク着用条例

(目的)

第1条 この条例は、感染症等のまん延が予測されるとき又はまん延しているときに、市民一人一人が思いやりの心をもってマスクを着用することが、自身のみならず周囲の人の健康被害防止に寄与することに鑑み、感染症等の予防及び拡大防止を図り、もって思いやりあふれる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) マスク 医療、衛生等の見地から人体のうち鼻及び口を覆う物で、紙、布、不織布等で作成されたものをいう。

(2) 感染症等 主に飛沫又は接触での感染経路により、ウイルスが鼻、口等から侵入することにより起因して患する疾病をいう。

(市の役割)

第3条 市は、マスクの着用に係る意識の啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、この条例の目的を達成するために、マスクの着用を心がけるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。